

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)
(昭和二十六年厚生省令第二十六号)

鳥取県告示第百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十二年十二月三十一日	佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四四一番地の二

鳥取県告示第百三十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十三年二月一日	佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四一一番地の二	佐伯 進

鳥取県告示第百三十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

告 示

土地の用途廃止

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在在地
倉振 第壹号	昭和四十三年二月二十三日	沢住千代乃	しらさぎ荘	東伯郡羽合町大字上浅津三	住所に同じ。
「三二」	網師本	湯川信	湯之島	「	「
「	「	「	「	畠地の表	「

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年二月二十三日から施行する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

別表を次のように改める。

別表

東京都	鹿児島県	福島県	大分県	和歌山県	熊本県	奈良県	静岡県
栃木県	宮城県	兵庫県	大阪府	広島県	岡山県	三重県	富山県
県 都府	神奈川県	愛媛県	高知県	山口県	滋賀県	香川県	宮崎県
茨城県	徳島県						京

- 一 実施の目的 結核病、プラセラ病及び肝てつ症予防のため
 二 実施する区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 1 結核病検査及びプラセラ病検査
 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 實施の期日 別表のとおり
 五 検査又は投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 プルセラ病検査 プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表

結核病検査及びプラセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月十一日	溝口町	宮原、谷川、大阪、富江診療場
十二日	十五日	金屋谷、岩立、太平原
十八日	江府町	吉原、大河原、美用、下蚊屋
二十一日		

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十三年二月二十三日

十九日	二十二日	日 南 町 花口、神戸上、石見、下石見
二十五日	二十八日	太田、神福、白谷、福塚
二十六日	二十九日	矢戸、河上、霞、三栄
"	"	"
"	"	白水、喜代藏
"	"	西倉吉町三〇五ノ一
"	"	一二番八地

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
三月 七日	江 府 町 溝 口 町	柿原、佐川、小江尾、久連検診場 日の詰、尾の上原、池の内
八日	"	上野、大江、長山、溝口
十三日	"	大内、末鎌、添谷
十八日	"	上坂、豊栄、福栄、神戸
十九日	日 南 町	霞、丸山、三栄、二本杉橋
二十五日	"	下阿毘縁、大菅、砥波、大原
二十六日	"	折渡、大宮、中原、中津合
二十七日	"	中菅、下菅、下黒坂、小河内
二十八日	"	"

鳥取県告示第百三十五号

理事 安井 一郎 変更前 倉吉市上古川六五ノ一
 理事 安井 一郎 変更後 一三八番地の一
 鳥取県告示第百三十五号 変更前 " 西倉吉町三〇五ノ一
 鳥取県告示第百三十五号 変更後 " 一二番八地

南谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十七号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次とおり大鷦土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

変更を生じた役員の氏名及び住所

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十八号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十九号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十一号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（農道及び農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十二号

名和町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十三日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十四号

場	所	面 (平方メートル)	積 (メートル)	用途
氣高郡青谷町青谷字式反草四一八八番地先		六九・九五		道路敷

鳥取県告示第百四十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十三日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	面 (畝方メートル)	積	用 途
米子市皆生字東灘端新田	七五ノ一番地先から 七五ノ八番地先まで	一一五・九六		水路敷
"	二三四ノ一番地先	一二六・八六	"	"